

共同漁業権

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
共第1号	第1種共同漁業	あわび 漁業 いがい 〃 かき 〃 さざえ 〃 とこぶし 〃 いせえび 〃 うに 〃 たこ 〃 てんぐさ 〃 とさかのり 〃 ひじき 〃 ふのり 〃	1月1日から 12月31日まで	延岡市 北浦町地先	次の基点第301号、イ、ロ、基点第302号、基点第303号、基点第304号及び基点第305号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第301号 大分県、宮崎県界宇戸崎陸岸 基点第302号 延岡市北浦町、延岡市界一ツ礁 基点第303号 延岡市北浦町、延岡市界イワシ礁 基点第304号 延岡市北浦町、延岡市界大礁 基点第305号 延岡市北浦町、延岡市界福崎陸岸 イ 基点第301号から深島南端見通し線上2,000メートルの点 ロ 基点第302号から98度4,550メートルの点		延岡市 北浦町
	第2種共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業					
共第2号	第1種共同漁業	あさり 漁業 あわび 〃 いがい 〃 かき 〃 さざえ 〃 とこぶし 〃 ばい 〃 ばかがい 〃 いせえび 〃 うに 〃 かめのて 〃	1月1日から 12月31日まで	延岡市 島浦町 熊野江町 浦城町 須美江町 安井町地先	次の基点第305号、基点第304号、基点第303号、基点第302号、イ、ロ、ハ、基点第307号及び基点第308号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第309号と基点第310号を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた浦尻湾を除く。 基点第302号 延岡市北浦町、延岡市界一ツ礁 基点第303号 延岡市北浦町、延岡市界イワシ礁 基点第304号 延岡市北浦町、延岡市界大礁 基点第305号 延岡市北浦町、延岡市界福崎陸岸 基点第306号 延岡市島浦町地先一ノ礁 基点第307号 延岡市地先島毛		延岡市 島浦町 熊野江町 浦城町 須美江町 安井町

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
		たこ // なまこ // ほや // おごのり // てんぐさ // とさかのり // ひじき // ふのり // わかめ //			基点第308号 延岡市神戸町火打崎エボシバエ 基点第309号 延岡市浦城町浦尻第1護岸と同第5護岸との接点 基点第310号 延岡市浦城町浦尻第4護岸基部 イ 基点第302号から98度4,550メートルの点 ロ 基点第306号から135度1,000メートルの点 ハ 基点第308号から基点第307号見通し延長線上、基点第307号から300メートルの点		
	第2種共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業					
共第3号	第1種共同漁業	あさり 漁業 // かき // ほや // あおのり //	1月1日から 12月31日まで	延岡市 浦城町地先 (浦尻湾)	次の基点第309号と基点第310号を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた浦尻湾。 基点第309号 延岡市浦城町浦尻第1護岸と同第5護岸との接点 基点第310号 延岡市浦城町浦尻第4護岸基部		延岡市 浦城町 須美江町 熊野江町 安井町
	第2種共同漁業	磯建網漁業					
共第4号	第1種共同漁業	あわび 漁業 // いがい // こたまがい // さざえ // とこぶし // はまぐり // いせえび // うに // かめのて // たこ // なまこ // あおさ //	1月1日から 12月31日まで	延岡市 東海町 方財町 神戸町 長浜町 緑ヶ丘地先	次の基点第308号、基点第307号、イ、ロ、ハ及び基点第312号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 基点第307号 延岡市地先島毛 基点第308号 延岡市神戸町火打崎エボシバエ 基点第311号 延岡市延岡港東導流堤先端 基点第312号 延岡市緑ヶ丘に設置した標柱 日本測地系 北緯32度32分50.301秒, 東経131度41分13.573秒 世界測地系		延岡市 東海町 方財町 神戸町 長浜町 緑ヶ丘

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
		てんぐさ // ふのり //			<p>北緯32度33分2.612秒, 東経131度41分4.906秒</p> <p>イ 基点第308号から基点307号見通し延長線上、基点第307号から300メートルの点</p> <p>ロ 基点第311号から95度1,400メートルの点</p> <p>ハ 基点第312号から90度2,200メートルの点</p>		
	第2種共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業					
共第5号	第1種共同漁業	かき 漁業 // ばい // いせえび // たこ //	1月1日から 12月31日まで	延岡市 緑ヶ丘地先	<p>次の基点第312号、イ、ロ及び基点313号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。</p> <p>基点第312号 延岡市緑ヶ丘に設置した標柱</p> <p>日本測地系 北緯32度32分50.301秒, 東経131度41分13.573秒</p> <p>世界測地系 北緯32度33分2.612秒, 東経131度41分4.906秒</p> <p>基点第313号 延岡市沖田川河口黒磯に設置した標柱</p> <p>日本測地系 北緯32度32分23.590秒, 東経131度41分8.070秒</p> <p>世界測地系 北緯32度32分35.904秒, 東経131度40分59.405秒</p> <p>イ 基点第312号から 90度2,200メートルの点</p> <p>ロ 基点第313号から100度1,500メートルの点</p>		延岡市 東海町 方財町 神戸町 長浜町 緑ヶ丘 土々呂町 櫛津町 松原町 妙見町 鯛名町 赤水町
共第6号	第1種共同漁業	あかがい 漁業 // あさり // あわび // いがい // かき // さざえ // とこぶし // ばい // いせえび // うに // えさむし //	1月1日から 12月31日まで	延岡市 土々呂町 櫛津町 松原町 妙見町 鯛名町 赤水町地先	<p>次の基点第313号、イ、ロ、ハ、基点第315号及び基点第316号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の基点第317号、ニ、ホ、へ及び基点第318号を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点第313号 延岡市沖田川河口黒磯に設置した標柱</p> <p>日本測地系 北緯32度32分23.590秒, 東経131度41分8.070秒</p> <p>世界測地系 北緯32度32分35.904秒, 東経131度40分59.405秒</p> <p>基点第314号 延岡市赤水町鞍掛鼻先端</p>		延岡市 土々呂町 櫛津町 松原町 妙見町 鯛名町 赤水町

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
		たこ // なまこ // おごのり //			基点第315号 東臼杵郡門川町地先麦バエ 基点第316号 延岡市、東臼杵郡門川町界谷の山陸岸 基点第317号 延岡市新浜町に設置した標柱 [ 日本測地系 北緯32度31分35.102秒, 東経131度41分5.654秒 世界測地系 北緯32度31分47.420秒, 東経131度40分56.990秒 ] 基点第318号 延岡市松原町に設置した標柱 [ 日本測地系 北緯32度30分53.158秒, 東経131度41分23.985秒 世界測地系 北緯32度31分5.480秒, 東経131度41分15.320秒 ] イ 基点第313号から100度 1,500メートルの点 ロ 基点第314号から 90度 1,000メートルの点 ハ 基点第315号から 90度 1,000メートルの点 ニ 基点第317号から 71度38分 749メートルの点 ホ 基点第318号から 58度 750メートルの点 ヘ 基点第318号から 90度 470メートルの点		
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業 磯建網漁業 雑かご漁業					
共第7号	第1種 共同漁業	あさり 漁業 // あわび // いがい // かき // さざえ // とこぶし // ばい // はまぐり // いせえび // うに // たこ // なまこ // おごのり //	1月1日から 12月31日まで	東臼杵郡 門川町地先	次の基点第316号、基点第315号、イ、ロ、ハ、基点第320号、 基点第321号及び基点322号の各点を順次に直線で結んだ線と 最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第315号 東臼杵郡門川町地先麦バエ 基点第316号 延岡市、東臼杵郡門川町界谷の山陸岸 基点第319号 東臼杵郡門川町地先枇榔島東端 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ燈台 基点第321号 東臼杵郡門川町地先乙島平礁南端 基点第322号 東臼杵郡門川町五十鈴川河口五十鈴バエ南端 イ 基点第315号から90度1,000メートルの点 ロ 基点第319号から90度1,000メートルの点 ハ 基点第320号から96度3,300メートルの点		東臼杵郡 門川町

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
		てんぐさ // とさかのり // ひじき // ふさのり // ふのり // わかめ //					
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業 磯建網漁業 雑かご漁業					
共第 8号	第1種 共同漁業	ばい 漁業	1月1日から 12月31日まで	東臼杵郡門川町 日向市 大字細島 大字日知屋地 先	次の基点第320号、イ、ロ、ハ及び基点第320号の各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域。 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ礫灯台 基点第323号 日向市大字日知屋倉戸鼻先端 基点第324号 日向市大字日知屋地先ユルギ礁 イ 基点第320号から96度3,300メートルの点 ロ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線上、基点第324号から4,000メートルの点 ハ 基点第323号から基点第324号の見通し延長線と、基点第320号と日向市細島灯台見通し線との交点		東臼杵郡 門川町 日向市 大字細島 大字日知屋
	第2種 共同漁業	磯建網漁業 雑かご漁業					
共第 9号	第1種 共同漁業	あわび 漁業 いがい // かき // さざえ // とこぶし // ばい // はまぐり // (貝殻を含む) いせえび // うに // かめのて //	1月1日から 12月31日まで	日向市地先	次の基点第325号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及び基点第329号を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 基点第320号 東臼杵郡門川町、日向市界イクイ礫灯台 基点第323号 日向市大字日知屋倉戸鼻先端 基点第324号 日向市大字日知屋地先ユルギ礁 基点第325号 日向市高尾山三角点頂上 基点第326号 日向市大字細島地先飛島東端 基点第327号 日向市大字財光寺地先トドロ礁		日向市

公示 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又 は条件	関係地区
		たこ // なまこ //			基点第328号 日向市美々津地先美々津港灯台 基点第329号 児湯郡都農町水無川河口中央 イ 基点第325号から90度の見通し延長線と、基点第320号と 日向市細島灯台見通し線との交点 ロ 基点第323号から基点第324号見通し延長線と、基点第32 0号と日向市細島灯台見通し線との交点 ハ 基点第323号から基点第324号見通し延長線上、基点第32 4号から4,000メートルの点 ニ 基点第326号から135度1,000メートルの点 ホ 基点第327号から120度1,000メートルの点 ヘ 基点第328号から117度 800メートルの点 ト 基点第329号から117度2,500メートルの点		
	第 2 種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業 磯建網漁業 雑かご漁業					
共第 10号	第 1 種 共同漁業	あわび 漁業 // かき // さざえ // とこぶし // ばい // はまぐり // いせえび // うに // えさむし // たこ // あおさ //	1月1日から 12月31日まで	児湯郡 都農町地先	次の基点第329号、イ、ロ及び基点第330号の各点を順次に直 線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第329号 児湯郡都農町水無川河口中央 基点第330号 児湯郡都農町、川南町界陸岸 イ 基点第329号から117度2,500メートルの点 ロ 基点第330号から117度2,500メートルの点		児湯郡 都農町
	第 2 種 共同漁業	磯建網漁業 雑かご漁業					
共第 11号	第 1 種 共同漁業	あわび 漁業 // かき // さざえ // とこぶし // ばい //	1月1日から 12月31日まで	児湯郡 川南町地先	次の基点第330号、イ、ロ及び基点第331号の各点を順次に直 線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第330号 児湯郡都農町、川南町界陸岸 基点第331号 児湯郡高鍋町、川南町界陸岸 イ 基点第330号から117度2,500メートルの点		児湯郡 川南町

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
		はまぐり // いせえび // うに // たこ // なまこ // てんぐさ //			ロ 基点第331号から117度2,500メートルの点		
	第2種 共同漁業	磯建網漁業 雑かご漁業					
共第 12号	第1種 共同漁業	あわび 漁業 // かき // うに // なまこ // てんぐさ //	1月1日から 12月31日まで	児湯郡 高鍋町地先	次の基点第331号、イ、ロ、ハ及び基点第333号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第331号 児湯郡高鍋町、川南町界陸岸 基点第332号 児湯郡高鍋町小丸川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第333号 児湯郡高鍋町大字蚊口浦6259の1に設置した標柱  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">           日本測地系            北緯32度7分4.103秒, 東経131度32分16.545秒            世界測地系            北緯32度7分16.550秒, 東経131度32分7.980秒         </div> イ 基点第331号から117度300メートルの点 ロ 基点第332号から117度700メートルの点 ハ 基点第333号から高鍋港離岸堤北端の見通し延長線上(117度)、基点第333号から300メートルの点		児湯郡 川南町 高鍋町
共第 13号	第1種 共同漁業	あわび 漁業 // いがい // かき // さざえ // とこぶし // ばい // はまぐり //	1月1日から 12月31日まで	宮崎市 大字折生迫 青島 大字内海地先	次の基点第334号、イ、ロ、ハ及び基点第336号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 基点第334号 宮崎市知福橋中央 基点第335号 宮崎市大字折生迫戸崎鼻灯台		宮崎市 大字折生迫 青島 大字内海

公示 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又 は条件	関係地区
		いせえび 〃 うに 〃 かめのて 〃 たこ 〃 なまこ 〃 かぎいばらのり 〃 きりんさい 〃			基点第336号 宮崎市、日南市界陸岸 イ 基点第334号から 90度3,300メートルの点 ロ 基点第335号から 90度2,200メートルの点 ハ 基点第336号から100度2,500メートルの点		
	第 2 種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業 磯建網漁業 雑かご漁業					
共第 14号	第 1 種 共同漁業	あわび 漁業 さざえ 〃 とこぶし 〃 ばい 〃 いせえび 〃 うに 〃 えさむし 〃 たこ 〃 きりんさい 〃 てんぐさ 〃 とさかのり 〃	1月1日から 12月31日まで	日南市 大字宮浦 大字富士 大字伊比井地先	次の基点第336号、イ、ロ、ハ及び基点第338号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第336号 宮崎市、日南市界陸岸 基点第337号 日南市大字宮浦日崎鼻東端 基点第338号 日南市大字宮浦立石橋北端の橋脚 イ 基点第336号から100度2,000メートルの点 ロ 基点第337号から 90度2,000メートルの点 ハ 基点第338号から162度1,500メートルの点		日南市 大字宮浦 大字富士 大字伊比井
	第 2 種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業 磯建網漁業 雑かご漁業					
共第 15号	第 1 種 共同漁業	あわび 漁業 いがい 〃 かき 〃 さざえ 〃	1月1日から 12月31日まで	日南市 大字風田 大字平野 油津	次の基点第338号、イ、ロ、ハ及び基点第340号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の基点第341号、基点第342号及び基点第343号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによ		日南市 油津 西町 春日町



公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
		とこぶし // ばい // はまぐり // いせえび // うに // かめのて // たこ // きりんさい // てんぐさ // とさかのり // わかめ //		大字下方 大堂津地先	って囲まれた区域を除く。 基点第338号 日南市大字宮浦立石橋北端の橋脚 基点第339号 日南市大字平野沖合地ノ松島北端 基点第340号 日南市細田川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第341号 油津港東口導灯前灯（日本測地系 北緯31度33分19.4秒，東経131度23分58.4秒 世界測地系 北緯31度33分32.025秒，東経131度23分49.960秒）から48度1,785メートルの点 基点第342号 基点第341号から212度30分1,004メートルの点 基点第343号 基点第342号から304度30分 934メートルの点 イ 基点第338号から162度1,500メートルの点 ロ 基点第339号から 90度1,000メートルの点 ハ 基点第340号から虚空蔵島北端見通し線上4,000メートルの点		園田 材木町 岩崎 木山 瀬西 瀬貝 大字平野 大字風田 大字平山 梅ヶ浜 乙姫町 天福 大字隈谷 大字下方 大字上方 大堂津
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業 磯建網漁業 雑かご漁業					
共第 16号	第1種 共同漁業	あわび 漁業 // いがい // さざえ // とこぶし // ばい // いせえび // うに // かめのて // たこ // きりんさい // てんぐさ // とさかのり // かき //	1月1日から 12月31日まで	日南市 南郷町地先	次の基点第340号、イ、ロ、基点第345号及び基点第346号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 基点第340号 日南市細田川河口の鉄橋北端第1橋脚 基点第344号 串間市大字市木地先水島北端 基点第345号 串間市大字市木銅島北端 基点第346号 日南市南郷町、串間市界夫婦浦橋中央橋脚 イ 基点第340号から虚空蔵島北端見通し線上4,000メートルの点 ロ 基点第344号から基点第345号見通し線上、基点第344号から200メートルの点		日南市 南郷町
	第2種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業					

公示 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又 は条件	関係地区
		磯建網漁業 雑かご漁業					
共第 17号	第 1 種 共同漁業	あわび 漁業 さざえ 〃 とこぶし 〃 ばい 〃 はまぐり 〃 いせえび 〃 うに 〃 たこ 〃 あまのり 〃 きりんさい 〃 てんぐさ 〃 ふのり 〃	1月1日から 12月31日まで	串間市 大字都井 大字大納 大字市木地先	次の基点第346号、基点第345号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、 ト、チ及び基点第353号の各点を順次に直線で結んだ線と最 大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 基点第344号 串間市大字市木地先水島北端 基点第345号 串間市大字市木銅島北端 基点第346号 日南市南郷町、串間市界夫婦浦橋中央橋脚 基点第347号 串間市大字市木地先鳥島北端 基点第348号 串間市大字市木、串間市大字大納界名谷小瀬 基点第349号 串間市大字大納字小崎立岩 基点第350号 串間市大字大納字岬大黒礁 基点第351号 串間市大字大納字岬黄金瀬 基点第352号 串間市大字都井字黒井、合六鼻先端 基点第353号 串間市大字都井、串間市大字崎田界に設置し た標鉾  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">           日本測地系            北緯31度22分42.290秒, 東経131度16分48.172秒            世界測地系            北緯31度22分54.980秒, 東経131度16分39.780秒         </div> イ 基点第345号から基点第344号見通し線上、基点第345号 から1,000メートルの点 ロ 基点第347号から 90度 500メートルの点 ハ 基点第348号から100度1,000メートルの点 ニ 基点第349号から 90度1,200メートルの点 ホ 基点第350号から135度1,200メートルの点 ヘ 基点第351号から180度 500メートルの点 ト 基点第352号から基点第351号見通し線上、基点第352号 から1,600メートルの点 チ 基点第353号から180度1,000メートルの点		串間市 大字都井 大字大納 大字市木
	第 2 種 共同漁業	雑魚小型定置網 漁業 磯建網漁業 雑かご漁業					

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
共第18号	第1種共同漁業	あわび 漁業 かき 〃 さざえ 〃 とこぶし 〃 ばい 〃 いせえび 〃 うに 〃 たこ 〃 てんぐさ 〃 なまこ 〃	1月1日から 12月31日まで	串間市 大字崎田 大字南方 大字西方 大字高松地先	次の基点第353号、イ、ロ、ハ及び基点第355号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第356号、基点第357号、基点第358号、ニ、ホ及び基点第359号の各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。第2種共同漁業については、港湾法第34条において準用する同法第12条第5項の規定により公示された水域施設の区域を除く。 基点第353号 串間市大字都井、串間市大字崎田界に設置した標鋸  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">           日本測地系 北緯31度22分42.290秒, 東経131度16分48.172秒 世界測地系 北緯31度22分54.980秒, 東経131度16分39.780秒         </div>		串間市 大字崎田 大字南方 大字西方 大字高松
	第2種共同漁業	雑魚小型定置網漁業 磯建網漁業 雑かご漁業					